

## 滋賀県企業庁建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱

滋賀県企業庁が発注する水道事業および工業用水道事業に係る調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合は、当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術を要求されるものについては、プロポーザル(技術提案書)方式に基づき、技術的に最適な者を特定する手続を採用することとし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)および滋賀県公営企業会計規程(昭和 47 年 10 月 16 日滋賀県企業庁規程 10 号。以下「会計規程」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### 1 対象業務

本手続は、次に掲げる業務のうち、企業庁長が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、本手続の対象としないものとする。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討または新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析または特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務および高度な技術的判断を必要とする設計業務(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く)
- (6) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると企業庁長が認める業務

### 2 技術提案書の提出

- (1) 企業庁長は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、企業庁建設工事等契約審査会および滋賀県建設工事等契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)の議を経て、技術提案書の提出要請書を送付することにより、技術提案書の提出を依頼するものとする。
- (2) (1)の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、原則として、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を、原則として3から5者程度を選定するものとする。

### 3 技術提案書の内容

企業庁長は、技術提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。  
なお、(4)の技術提案書を特定するための評価基準については、審査委員会の議を経

て、企業庁長が決定するものとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 技術提案書の作成様式および記載上の留意事項
- (3) 技術提案書の提出期限、場所および方法
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口受付期間およびその回答方法
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨および単位
- (7) 契約書案、仕様書案
- (8) 非特定理由に関する事項
- (9) その他企業庁長が必要と認める事項

#### 4 技術提案書の特定

- (1) 企業庁長は、提出された技術提案書について、3(4)の技術提案書を特定するための評価基準に基づき、審査委員会の議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

ただし、評価結果から技術的に特定することが不適当な場合は、審査委員会の議を経て、提出された全ての技術提案書を特定しないことができるものとする。

- (2) 企業庁長は、(1)により特定した場合は、特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

#### 5 非特定理由の説明

- (1) 企業庁長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかったものに対して、技術提案書を特定しなかった旨および特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知するものとする。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、企業庁長に対して非特定理由についての説明を求めるものとする。
- (3) 企業庁長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。
- (4) (1) から(3)までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明かにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1) の通知は、4(2)の通知と同時に行うとともに、非特定理由については3(4)の技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 企業庁長は、(3)の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 6 実施上の留意事項

- (1) 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明

記させるものとする。

- (2) 技術提案書の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
- (3) 特定しなかった技術提案書は、提出時に返却の意思表示があった場合に限り返却するものとする。
- (4) 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。
- (6) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。
- (7) (1)から(5)までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするものとする。

#### 付 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。